

四日市市告示第 566 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和元年 10 月 25 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	八田30号線	八田一丁目1896-1 八田一丁目1896-3	6.1~8.2	43.5
2	羽津81号線	大字羽津字岡下3509-5 大字羽津字岡下3509-7	5.0~8.2	29.9
3	泊24号線	大字泊村字圀井ヶ腰4190-44 大字泊村字圀井ヶ腰4190-153	13.0~20.0	229.7
4	泊25号線	大字泊村字圀井ヶ腰4190-1 大字泊村字圀井ヶ腰4190-175	6.0~13.4	105.0
5	泊26号線	大字泊村字圀井ヶ腰4190-49 大字泊村字圀井ヶ腰4190-66	6.0~13.0	858.4
6	泊27号線	大字泊村字圀井ヶ腰4190-36 大字泊村字圀井ヶ腰4190-14	6.0~16.0	336.6
7	泊28号線	大字泊村字圀井ヶ腰4190-85 大字泊村字圀井ヶ腰4190-165	6.0~17.1	268.0
8	生桑123号線	生桑町字桑花105-3 生桑町字桑花105-7	6.0~11.0	69.4
9	東坂部65号線	東坂部町字高田1033-1 東坂部町字高田1033-5	5.0~7.1	33.6
10	松寺38号線	松寺三丁目15-3 松寺三丁目15-6	6.0~13.0	45.0
11	万古20号線	万古町910-9 万古町910-4	6.0~13.3	51.3